

2019 年度

# 駿 台 史 学 会 大 会

研究発表要旨

2019 年 12 月 7 日

駿 台 史 学 会

於 明治大学グローバルフロント グローバルホール

# プログラム

## 午前の部

自由論題 (9:30 ~ 12:00)

リバティータワー 6F 1063 教室

## 午後の部

2019 年度テーマ 変革と継承—改元の年に寄せて—

リバティータワー 6F 1063 教室

趣旨説明 (13:00 ~ 13:10)

研究発表 (13:10 ~ 14:40, 一時休憩 14:40 ~ 14:55)

コメント (15:40 ~ 16:10)

全幹事会 (17:30 ~ 18:00)

リバティータワー 6F 1063 教室

総会・懇親会 (18:00 ~)

アカデミーコモン 1F カフェ・パンセ

# 研究発表

## 自由論題

- 平安時代の戸籍制度の機能  
—延喜年間戸籍の検討を中心に— 里 館 翔 大 2
- クリミア戦争後のイスタンブルにおけるムスリム難民流入危機と対応  
—オスマン帝国の難民定住政策の転換点— 成 地 草 太 4
- 14世紀ロシアにおける対外宣教  
—ペルミのステファンの宣教事業への文化的・政治的影響を中心に— 伊 丹 聡 一 朗 6
- 縄文時代前期における漆利用技術の研究  
—山形県押出遺跡の分析事例— 蒲 生 侑 佳 8

## 2019年度大会テーマ

### 変革と継承—改元の年に寄せて—

- 2019年度駿台史学会大会統一テーマ趣旨 中 村 友 一 12
- 常陸における古墳時代の終焉 佐々木 憲 一 14
- 「華夷変態」前夜の明と朝鮮  
—1595年の朝鮮使節申忠一のマンジュ国派遣をめぐって— 鈴 木 開 16
- 「エドワード7世」か「エドワード1世」か？  
—世紀転換期イギリスの王位継承とスコットランド— 黒 崎 周 一 18

# 平安時代の戸籍制度の機能

## —延喜年間戸籍の検討を中心に—

里舘 翔大

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・日本史)

日本では、現在も戸籍制度が実施されている。この制度が、日本において、いつ頃導入され、全国的に定着していったのかは定かではないが、天智朝の「庚午年籍」が、全国的に作成された戸籍のはじまりと言われている。

日本のみならず、東アジアでは、中央政権が戸籍と計帳（＝籍帳）を用いて、民衆を把握し、労働力の差発や税の徴収、身元の証明、田の支給と収容（＝班田収授）などを実施したのである。このような支配システムを「籍帳制度」という。籍帳制度の検討は、中央政権がどのように全国を支配しようとしたのかを明らかにすることにつながっていくのである。

現在、8世紀から12世紀はじめまでの古代日本の籍帳史料が残っている。これまでの籍帳研究では、特に、史料自体の残存状況も良好で、律令制当初の籍帳の姿を良く残していることから、8世紀初頭の籍帳の解明に焦点が当てられてきた。これらの籍帳の検討から、律令制当初の籍帳制度の実態解明が進められてきたのである。研究の成果として、現在では、8世紀初頭の籍帳に記載されている内容は、必ずしも実態をそのまま反映しているわけではないことが有力視されている。

一方、籍帳制度と籍帳史料そのものの研究は8世紀初頭を中心とし、それ以降、とりわけ、平安時代の籍帳史料はあまり取りあげられていない。その理由は、大きく分けて二つある。まず、一つ目は、平安時代の籍帳は「偽籍」であると理解されているからである。平安時代の籍帳の記載内容を読むと、男女差、また、高齢者と幼児の数の差が著しい。一つの郷戸に、男性は数人しかいない一方で、女性は数十人も所属していたり、百歳以上の高齢者が複数人いる一方で、幼児の数はほとんどいないといった偏りがみられる。奈良時代の籍帳とは大きく異なる点である。当時、税を負担しているのは男性であることから、その負担から逃れるために男性の数を少なく記載したのである。このような点から、実態をほとんど反映していない「偽籍」と評価されている。

二つ目は、税制の変化である。平安時代では、班田収授が機能せず、徴税システムも、個別の人頭税から土地税に変化している。そのため、一人一人の民衆を籍帳に記載し、把握し、それを基にして税を徴収するという「奈良時代の籍帳制度」が崩壊したとも考えられている。当時、税の負担から逃れるために浮浪・逃亡が増えた結果、民衆ひとりひとりを把握しきれなくなり、人頭税から土地税にシフトしたのである。まさに、民衆ひとりひとりを把握するという原則に立った籍帳制度の崩壊なの

である。

以上の理由から、平安時代では、律令制導入当初から実施されてきた籍帳制度が崩壊し、平安時代の籍帳史料は、8世紀初頭の籍帳史料よりも史料価値が低いと考えられてきた。しかし、果たして、一律的に「偽籍」と評価し、平安時代の籍帳は史料的に価値が低いと決めつけてよいのだろうか。「平安時代の籍帳制度」は機能していなかったのだろうか。

本報告は、9世紀～10世紀においても、籍帳制度はなおのこと機能しており、一概に制度が崩壊していたとは断定できないことを主張する。つまり、平安時代前半の籍帳制度を再評価することを目的とする。

従来は、班田収授や徴税といった財政的な面から、平安時代の籍帳が考察されてきた。しかし、たとえば、国の長官である「受領」が交替する際に引き継がれる公文の中には、「戸籍」の字がみられる。また、9世紀～10世紀の史料の中で、「受領」が不当に籍帳を書き換えることが問題視されている。問題視されていたということは、籍帳が公文として重要であったことを示している。つまり、9世紀～10世紀段階において、籍帳制度が機能していなかったとは一概に言えないのである。

また、同時期の延喜2年(902)「阿波国戸籍」と延喜8年(908)「周防国戸籍」も検討していく。確かに、これらの戸籍の内容を読むと、男女比に不審な点がみられる。しかし、特に、「周防国戸籍」には「延喜八年戸籍公文」と記載されている。やはり、「公文」として認識されていたことがわかる。

以上のように、財政的な面ではなく、行政的な面（「受領」の交替・公文）からアプローチをしていくと、平安時代の籍帳を史料的に価値が低いと評価する点、籍帳制度は機能していなかったと評価する点は再考すべきことがわかる。

なお、本報告では、主に上記の延喜年間戸籍の検討を中心とし、計帳の検討は捨象するため、「戸籍制度の機能」と題する。「偽籍」が念頭にあるからか、延喜年間戸籍そのものを史料的に検討した研究は非常に少ない。さらに、代表的な研究も、意図的に数値をいじっている点がみられる。本報告では、戸籍そのものを史料的に検討し、改めて、平安時代の戸籍史料が残された意味を考えていく。

# クリミア戦争後のイスタンブルにおけるムスリム難民流入危機と対応

## —オスマン帝国の難民定住政策の転換点—

成地 草太

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・アジア史)

18世紀末から20世紀初頭にかけてのオスマン帝国(1300頃-1922)は、クリミアやコーカサス、バルカン等での諸戦争および喪失領土のたびに続々とまとまって押し寄せてきたムスリム難民 *muhâcir* を受入れて、帝国各地で定住させる政策をとってきた。この近代オスマン帝国の難民定住政策は、クリミア戦争(1853-56)から1860年代にかけて起こったクリミアとコーカサスからオスマン帝国への100万人規模とも言われるムスリム難民の大量流入への対応の際に一つの転換点を迎えた。先行研究ではその転換点として、1860年にオスマン史上初の移住管理組織として中央政府に難民委員会 *Muhâcirîn Komiyonu* が設置された点と、1861年までに難民の定住地がバルカンの一地方だけではなくアナトリア(主に中央アナトリア)にも拡大し、全国化された点が挙げられている。これら二つの定住政策転換の共通点は1859年のイスタンブルにおける難民流入による秩序の危機にはじまる点にあると説明することができる。そもそも難民定住政策においてイスタンブルは、難民を帝国領内での定住地が決まるまでの間、市内で一時的に収容して衣食住の公的支援を施す役割を担ってきた。さらに、近年の研究では、難民流入の結果として起こったイスタンブルでの公衆衛生の危機への対応として難民をイスタンブルから地方各地へ遠ざけるために地方への移送がなされていたことが指摘された。拙稿\*でもイスタンブルの難民危機を重要視し、官報と新聞の義捐金リストを史料として、1860-61年に帝国臣民によって展開された難民救済の義捐金寄付運動をとりあげた。しかし、拙稿を含む従来の研究では、オスマン帝国の難民定住政策の転換とイスタンブルの秩序危機との関連性を具体的に明らかにしてこなかった。本報告では、大統領府オスマン文書館所蔵の文書群とオスマン帝国内外の新聞をとおして、1859年から1861年の首都イスタンブルの秩序危機への対応とその結果を三つの段階から検討することで、オスマン政府の難民定住政策が一地方から国家全体の問題へと転換する過程を明らかにする。

第一の段階は、1859年にイスタンブルが直面した首都秩序をめぐる危機とオスマン政府の対応である。難民受入体制の限界および公衆衛生と治安の危機、といった問題に直面したオスマン政府は、イスタンブルの難民数を減らすべく、それまでバルカンのダブルジャ地方(現ブルガリアのダブルチ)に限定されていた定住地をアナトリア方面にも拡大することで対応した。第二の段階は、イスタンブルで収容される難民を支援して定住地へ移送する体制を整備する政府当局の動きである。1860年に

設置された難民委員会を中心とした難民移送と定住の指導体制が形成されるとともに、移送と支援を目的とした難民を把握する動きも進められた。大統領府オスマン文書館の人口台帳 Nüfus Defterleri 分類にある計 29 冊残されている 1860 - 61 年の台帳では、収容先に滞在するクリム・タタールとチェルケス、ノガイなど集団ごとに記録され、支援金や物資の配分を調整するために大人と子ども（15 歳未満）数が明記されている。しかし、英国の新聞で報じられているように、事実、こうした支援は決してうまくいったものとはいえなかった。第三の段階は、イスタンブルから帝国各州への難民定住の結果である。1861 年までにオスマン帝国各州で定住させられたクリミア・チェルケス・ダゲスタン難民の定住リストを記した文書によると、帝国各州に移送された難民の大半がイスタンブルを経由しており、1859 年の政策転換から 1861 年までにイスタンブルに最低でも 10 万人以上が来ていたことを明らかにすることができる。

以上の三つの段階を集約すると、クリミアとコーカサス難民の大量流入は 1859 年の首都イスタンブルに危機的な影響を及ぼし、それへの対策として、オスマン政府の難民定住政策は一地方の問題から帝国全体へと拡大し、1860 年にはそれに適応した新しい体制も形成された。その結果として、1861 年にはイスタンブルから帝国各地に難民が定住させられたのであった。その過程で、難民の定住先はバルカンから中央アナトリアへ、受け入れ先はイスタンブルから黒海沿岸の港町トラブゾンとサムスンへと重心が移っていった。クリミア戦争後のイスタンブルにおける難民流入危機に難民定住政策の転換がはじまり、オスマン帝国にとって難民問題が一地方から帝国全体の問題へと変容する過程が具体的に明らかとなった。そして、このときに近代オスマン帝国の難民定住政策の基本的な体制が築かれたのだといえる。

\* 成地草太「クリミア戦争後のオスマン帝国における二つの難民支援運動：1860 - 1865 年の官報と新聞にみる義捐金品リストの分析から」『駿台史学』161 号，2017 年：23-62.

## 14 世紀ロシアにおける対外宣教

### —ペルミのステファンの宣教事業への文化的・政治的影響を中心に—

伊丹 聡一郎

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

ロシア史上、14–15 世紀は、政治的にも文化的にも画期をなす時代である。この時代は、モスクワ大公国による北東ルーシの政治的統合が進む時代であると同時に、「正教会の復興」と呼ばれる大規模な文化高揚の時代でもあった。

この時代の活動の中でもひと際異彩を放つのは、ペルミのステファン（1340 年頃～1396 年）によるコミ人—フィン・ウゴル系の北方民族であり、ズィリヤン人やペルミ人も呼ばれる—に対する異民族宣教である。彼は、ズィリヤン文字（古ペルム文字、アブル文字とも）という現地語文字を自ら創造し、コミ語への聖書・祈祷書などの翻訳を通してコミ人への宣教をおこなった修道士である。9 世紀のキュリロスとメトディオスによるモラヴィア宣教以降、ギリシア正教の歴史において、文字創造を伴う異民族宣教という手法を実行に移したのは、現在に至るまでこのステファンのみである。さらに、彼は初代ペルミ主教として政治史上においても重要な役割を果たした人物であった。

彼は歴史的に重要な役割を果たしたにもかかわらず、従来の研究は、ズィリヤン文字や彼について書かれた聖人伝に関する言語学的・文学的検討が中心的であった。そのため本発表においては、歴史的な検討を通して、ステファンの活動と上述のモスクワの台頭及び「正教会の復興」との関連性を探る。この作業によって、ステファンのペルミ宣教の発生原因と、それによってもたらされた政治的・文化的影響について明らかにすることが本発表の目的である。

その検討に際して重要となるのは、ステファンの活動を政治史と文化史の両面から考察することである。とりわけ、先行研究において単に「親モスクワ的」や「中立的」などと表現されてきた彼の政治的立場についての検討が必要となる。また、史料の制約故に不明な点も多い各々の出来事の時期の特定も必要である。これらのことを踏まえた上で、本発表においては、以下のようなことを明らかにした。

第一に、ステファンのコミ人に対する宣教は、キリスト教宣教史において特異な存在であったわけではなく、1 世紀の使徒宣教から 9 世紀のモラヴィア宣教まで続いた「現地語文字創造を伴う異民族宣教」という手法を継承していたものであった。この継承は、「正教会の復興」によって生じたもので、ステファンはこの文化高揚の代表的な人物であった。

第二に、ステファンの宣教は文化的影響によって着想されたものではあるが、実際の活動において



は、モスクワとの政治的結びつきが見られた。とはいえ、ステファンの宣教に対する姿勢は、モスクワ大公と全ルーシ府主教座とで異なるものであった。モスクワ大公ドミートリイは、自身に近い聖職者を通して、ステファンの宣教を初めから一貫して支援し続けた。恐らくこれは、モスクワの北方拡大政策に、ステファンの宣教が有益であると判断してのことであった。他方で、大公寄りの聖職者以外が、ステファンの宣教を後援した形跡はない。これらのことを踏まえると、ステファンの宣教事業は当時の全ルーシ府主教座の教会政策とは無関係におこなわれていたものである可能性は高い。このように、ステファンの宣教に対する後援は、モスクワの聖俗両権が一致しておこなったものではなかったのである。

しかし、ステファンがモスクワ大公から後援を受けていたからと言って、その宣教がモスクワによるコミ人地域の併合であったと見るべきではない。ベルミ主教としてステファンは、あくまでコミ人たちと「コミ人の正教会」を守るために活動した。ステファンとベルミ主教区は、モスクワ大公の後援と庇護を受けつつも、モスクワに対して高い自立性を保ちながら活動していたと考えられる。

これらのことから、ベルミのステファンの歴史的役割について次のようなことが言える。確かにステファンは、親モスクワ的な政治姿勢を採っており、彼の宣教は、結果的に後代のロシア国家によるコミ地方の併合の橋頭保を築くことになったかもしれない。しかし、14世紀においては未だ国家と教会の緊密な連携はみられず、ステファンの宣教への後援は、あくまでモスクワ大公との個人的な友誼と利害の一致によっておこなわれていた。そのことは同時に、14世紀の全ルーシ府主教座が対外宣教に出られる段階に達していなかったことを示すものでもある。それ故に、ステファンの宣教を、多くの先行研究が述べているようにロシアがビザンツからの文化的自立を果たす画期であったとみなすのは難しい。それはあくまで、ルーシへのキリスト教宣教の伝統の継承を示すものであった。したがってステファンの宣教は、ロシアの文化的自立よりも、「正教会の復興」による北東ルーシへのビザンツ文化の流入を示す出来事であったと言えるだろう。むしろ彼の宣教は、モスクワとノヴゴロドのルーシ北部地方を巡る政治的対立の中で重要な役割を果たしたのである。

# 縄文時代前期における漆利用技術の研究

## —山形県押出遺跡の分析事例—

蒲生 侑佳

(明治大学大学院文学研究科博士前期課程・考古学)

### 【はじめに】

漆器は英語で Japan というように、漆は日本を代表する伝統工芸のひとつである。この漆を利用する技術は現在、縄文時代にまでさかのぼることが、遺跡から出土した遺物によって明らかにされている。漆は、日本列島においてはウルシの木から採取される樹液をさす。これを精製し、素地に塗り重ねたものが漆器であり、その製作技術は、縄文時代において完成されていたのである。

### 【研究目的と対象遺跡】

縄文時代の漆利用については、既に戦前の発掘調査からもその存在が知られていたが、1980年代以降低湿地遺跡の発掘調査が進む中で、多種多様な漆製品や漆工芸に関わる遺物が出土し縄文時代における漆工芸技術の復元が行われた。また、漆工芸に関する研究は化学の分野での成果も大きく、漆液が塗膜を形成するメカニズムの解明や漆や顔料の同定技術の開発によって、漆製品の塗膜の断片から漆工技術の一部を復元することが可能になった。

しかし、漆工芸に関する研究や化学分析データの蓄積が進んだとしても、それは個々の漆製品の製作過程が明らかになったに過ぎない。漆製品の製作には、素地となる土器や木製品の存在が不可欠であり、これらの製作技術も含めて漆工芸をとらえていかなければならないのではないだろうか。本発表では、山形県押出遺跡というひとつの遺跡の中での漆工芸の位置づけ明らかにし、漆製品の出土事例が増加する縄文時代前期の漆工芸の在り方を検討する。

### 【押出遺跡出土の漆工関連】

山形県高島町に所在する押出遺跡は、大谷地と呼ばれる低湿地に営まれた縄文時代前期の遺跡である。遺跡からは、彩文の施された漆塗土器や木胎漆器、漆塗糸など多種多様な漆製品が出土している。また、漆状の物質が土器の内面に付着した漆液容器と呼ばれる、漆工芸に関わる道具も残されている。

### 【分析】

#### ・理化学分析による漆工芸の認定

分析でははじめに、押出遺跡の中で漆工芸が行われていたか否かについて検討するため、「漆液容器」内に付着している物質に対して、漆を同定する Py-GC/MS（熱分解ガスクロマトグラフ質量分析）、

顔料同定を行う ED-XRF（エネルギー分散型蛍光 X 線分析）、漆塗膜構造を明らかにする C.S.（クロスセクション分析）を行った。なお、化学分析は明治大学理工学部に協力いただいた。これにより、押出遺跡から出土した「漆液容器」内部に付着していた物質が化学的に漆であることが証明され、漆器容器としての複数回の利用と、漆液の精製に関わる多工程の作業が押出遺跡内で行われていたことを認めた。

#### ・型式学的な分析による漆工芸の認定

次に、押出遺跡から出土している漆塗土器の型式学的な特徴の分析を行った。形態的な特徴や、漆で描かれた文様のモチーフからこれらの漆塗土器が押出遺跡で主体的に認められる大木式土器ではなく、諸磯式土器を製作する地域からの搬入品であることを示した。

#### ・遺物の出土地点の分析による押出遺跡の漆工芸の空間の認定

最後に、押出遺跡の中での漆工芸の空間展開について検討した。

押出遺跡は低湿地に立地しながらも微高地に遺構を構築し、遺構に伴って遺物が出土している。そのため、漆工芸に関わる道具である漆液容器と漆製品の遺跡内における出土地点の分布から、漆工芸を行った空間の復元を試みた。さらに、遺構に伴う遺物の分布が、どのような活動の痕跡を示しているのかを明らかにするため、漆工芸に関わらない土器や石器、有機質遺物の分布についても検討をおこなった。この結果、それぞれの遺構における道具の組成と遺構の形態差の対応から、漆液容器が集中的に出土している地点を漆工芸が行われていた空間としてとらえることができる蓋然性が高いと評価することができた。

#### 【縄文時代前期における漆使用技術】

押出遺跡では、漆工芸が行われる空間が限定されるのに対し、漆製品を利用する消費場所は遺跡全体にみられることが明らかとなった。漆塗土器の分析をふまえると、押出遺跡における漆利用技術は、自給自足的なものとは他地域との交流によるものが入り組んだ様相を呈していることを示しているとみることができる。

漆工芸は、定住化の進んだ縄文時代の社会の中ではじめて実現可能となり、素地製作技術とも関係した複雑で多工程を要する技術である。押出遺跡の分析事例は、縄文時代前期における漆利用技術のひとつの側面を示したに過ぎないが、縄文時代の漆工芸は必ずしもひとつの遺跡内で完結するものではなく、漆製品のライフサイクルは遺跡間を超えて存在していることが明らかとなった。またそれは、縄文時代における漆利用の地域的多様性を示し、縄文時代における社会の複雑さの一端を表していると言えよう。

< MEMO >

2019 年度大会テーマ

変革と継承—改元の年に寄せて—

## 2019年度駿台史学会大会統一テーマ趣旨

駿台史学会企画委員長

中村 友一

(明治大学文学部准教授・日本古代史)

周知のように本年（2019年）は、「平成」から「令和」へと、具体的には平成31年から令和元年へと改元された。

日本国内では大きな変化となった改元は、明治維新における明治元年（1868）の一世一元の詔以降での天皇崩御による改元ではないことによる。

戦後、元号の規定はしばらく見られずに、昭和54年（1979）に施行された元号法の影響下によるものである。

これは、江戸時代の光格天皇以来の譲位（生前退位）に伴い、前近代における政治性が発露しないこともまた周知のことであろう。ただ、上皇・上皇后陛下がご存命の中、象徴としての国事行為が、今上天皇は日本の平和主義を継続していくとされる。

平和主義や民主主義を継続するのは当然の考え方とみられるが、後々には、各元号の時代には特徴付けられた時代的な特徴を現出するのも窺われるところである。

まさに、この点が今年度の大会テーマである「変革と継承～改元の年に寄せて～」に決定した経緯である。

しかしながら元号は、歴史を紐解いても中国前漢代に始まり、日本を始めとしたアジア諸国において用いられたのみであり、現在も使用するのは日本のみであるという限定的な制度である。日本においては王統の変化やクーデターといった大事件は各時代に見られるが、王朝そのものの変化はない。その史上の意義では、天人相關思想的な改元や、時代の風・雰囲気をかえるための改元など、少なからぬ点を見出すところではある。

だが、これではあまりにも偏向的な内容になってしまう、という向きもあろう。

そこで、幸いにも、否、誇らしいことに駿台史学会は、史学4専攻（考古学・日本史・アジア史・西洋史）に地理学専攻を擁する学会であることから、それぞれの学問領域における「変革と継承」を視角とした報告を依頼し、揃えることが出来たのである。

第一報告は、考古学の分野から佐々木憲一氏による報告、「常陸における古墳時代の終焉」を立てた。

佐々木報告は、常陸国（現茨城県の大部分）をフィールドとし前方後円墳を始めとした古墳を分析素材とするが、中央と地方との視点を中心に時代区分論にまで言及する。

常陸地域における古墳を指標とした変革を中心に、どのように地域勢力が継承していくのかを析出し、さらには寺院建立へと受け継がれていく所までを見通す。このような時間軸を長く俯瞰する手法は、変革を見通す上で重要なものであり、考古学・日本史のみならず、アジア史・西洋史や歴史地理学へも通底する議論を喚起するものとなるだろう。

第二報告は、アジア史の分野から鈴木開氏による報告、「『華夷変態』前夜の明と朝鮮—1595年の朝鮮使節申忠一のマンジュ国派遣をめぐる一」を立てた。

「華夷変態」とは、中華（明）が夷狄（清）に変わってしまったことを指す江戸時代の儒学者の書名にも用いられるが、北方民族への蔑視観も表される表現である。明・清交代期におけるヌルハチ建国のマンジュ国（後の後金・清）と朝鮮国の動静を切り取る。大陸と半島という地続きという地理的要因が大きいため、常に変革と継承の動静が伝播する地域の分析は、東北アジア史における重要性だけではなく、グローバルヒストリーを捉える一例となり得よう。

第三報告は、西洋史の分野から黒崎周一氏による報告、「『エドワード7世』か『エドワード1世』か？—一世紀転換期イギリスの王位継承とスコットランド—」を立てた。

20世紀端境期のイギリス・ヴィクトリア女王からエドワード7世への、王位とそれにつわる変容を、スコットランドとの関わりを元に析出する。イギリスとイングランドという、イコールではない歴史観を内包しながらの継承を、王室儀礼の執行を素材に読み解くものである。おそらくは、一国史ではない複合的な視点が必要であり、地域歴史学の構築にも蒙を啓く報告となるだろう。

最後に日本史の立場からの、今回のテーマを発想するに至った元号制についてコメントを付す。

以上のように、各報告の位相は様々であり、分野としてはまったく接点が無いと言えよう。だが、それぞれの分析手法・視角と導出する変革と継承という捉え方は、歴史学の多様性と可能性を示しており、各人の研究のより一層の深化へと眼を向けさせるものとなるだろう。

また、当日最後の討論では、会場からも活発な質疑が出され、実りある議論が展開することを望むものである。

## 常陸における古墳時代の終焉

佐々木 憲一

(明治大学文学部教授・考古学)

古墳時代後期の常陸、特に奈良時代に国府・国分寺が設置される南部地域は中央の王権が所在した、後に畿内と呼ばれる地域とは古墳文化の様相が顕著に異なっていた。本発表では、そういった地域的な特徴に目を向け、時代の変革期の実態に迫ることを目的とする。

最初に、文献史学における時代区分と考古学における時代区分の依拠する出来事や資料が根本的に異なることに触れておきたい。例えば、奈良時代の開始は平城遷都に基づくので、これは文献史学と考古学の根拠が同一であるが、これは極めてまれな例である。しかし通常、安土桃山時代、江戸時代、明治時代といった文献史学における時代区分は政治史に依拠する場合が多いのに、縄文時代、弥生時代、古墳時代といった考古学における時代区分は土器の出現、水田の出現、古墳の出現といった物質文化の変化に基づいている。例えば、明治維新は日本の政治史において大きな画期であるが、1868年をもって茶碗のスタイル、水田の構造、お墓の様式が激変するかというとそうではない。つまり、1868年は考古学的には画期ではない。

さて、古墳時代後期から飛鳥時代に向けて、中央の王権が所在した地域だけでなく多くの地域において、次のような変化が続々と起こる。6世紀前葉、構造的に追葬が可能な横穴式石室が地域最大の方後円墳から多数の小円墳に至るまで、全国的に採用されるようになる。これは考古学的に立証できないが、継体大王のリーダーシップのもとに断行された葬制の変革かと推定したい。そして前方後円墳の築造が6世紀に廃れ、代わりに大型円墳、そして方墳が地域の首長墓としての役割を担うようになる。ついに596年には大和に飛鳥寺が完成し、7世紀には古墳に代わって、仏教寺院建立が権力のシンボルとなる。

もちろん常陸地域でも、前方後円墳は古墳時代前期中葉以降築かれ、埴輪生産が6世紀末までに終了し、常陸南部、現在の石岡市内に7世紀末までに在地豪族によって茨城廃寺が建立された。これらは多少の時間差はあっても、日本の他地域と共通する現象であり、中央での政治や社会の動向や中央の王権の指示や意図が常陸まで伝わっていたことは疑いないし、中央の王権と常陸の在地豪族とが関係を断っていたわけではない。

そのなかで、国府・国分寺が置かれた現在の石岡市周辺、霞ヶ浦北西岸地域では、構造的に追葬不可能な箱形石棺が6世紀半ばまで墨守され、6世紀第3四半期になってやっと横穴式石室がこの地域に導入される。そして、70m級前方後円墳が7世紀前葉になっても築かれる。どうも中央の王権の



指示や意図するところが常陸に十分伝わっていなかったか、常陸の豪族たちが中央の指示に従う必要がなかったようなのである。このような「地元中心主義的」、あるいは「保守的」な地域であるから、詳しく見ると、古墳文化の終焉のあり方も日本の他地域とは様相が異なっていた。

私は「風土記と古墳からみた常陸7世紀史の研究」をテーマに、科学研究費基盤研究費を2016年以来受けて、茨城県南部かすみがうら市に所在する折越十日塚古墳と坂稲荷山古墳という2基の前方後円墳の周濠部分のみを発掘調査する機会を得た。前者は全長70m、後者は全長60mで、両者は1kmも離れていない。折越十日塚古墳は、まったく同形態の横穴式石室を有する千葉県栄町龍角寺浅間山古墳で法隆寺宝物と同じ技術で作られた馬具が検出されているため、7世紀前半に築造されたことはほぼ確実である。坂稲荷山古墳も同じような時期に築造されたと推定している。というのは、これまでの研究で、常陸では埴輪生産が6世紀末までに終了しており、坂稲荷山古墳では埴輪が一切ないので、埴輪生産終了後の築造というわけである。

これら2基の前方後円墳はほぼ同時期、同じ地域に築造されたのに、両者の形態は大きく異なる。まず、折越十日塚古墳は二重周濠を伴うのに、坂稲荷山古墳の周濠は一重であるが、墳丘が基壇で囲まれているという顕著な特徴を有する。この基壇は、下野（現在の栃木県）の6～7世紀の古墳に特有である。また二重周濠というと、外濠の幅は狭く、溝状であるのが通有であるが、折越十日塚古墳の場合、外濠の方が幅広く大規模という顕著な特徴がある。

7世紀初めという時期にまず大型の前方後円墳が築かれること自体「異常」であるし、さらに前方後円墳の個性が強く残るということは、築造に関して中央からの規制が常陸には強く及んでいなかった可能性も示唆する。この時期には、中央での関心は仏教寺院の方に移っており、地方における前方後円墳も含めた古墳のあり方にはもう気にしなかったのであろうか。

いずれにせよ、西日本では飛鳥時代に突入しているのに、関東の一部の地域では古墳文化がまだ栄えており、時代の変革期を理解することの難しさを痛感させられる。

## 「華夷変態」前夜の明と朝鮮

### —1595年の朝鮮使節申忠一のマンジュ国派遣をめぐる—

鈴木 開

(明治大学文学部専任講師・アジア史)

「華夷変態」とは江戸時代の長崎にもたらされた唐船風説書のことであるが、現象としては明から清への王朝交替を指す。本報告ではこの明清交替の前夜、清の太祖ヌルハチのもとへ派遣された朝鮮国の外交使節申忠一を中心に、16世紀半ばから17世紀にかけての東アジア国際秩序の変動について考えてみたい。

1595年における申忠一のマンジュ国派遣は、彼が残した図説の報告書『建州紀程図記』とともに、昭和初頭から広く知られている。このため、派遣の事情や活動の詳細については、先行研究によっておおむね明らかにされている。今後の学界の関心は、申忠一の派遣を、前述した東アジア国際秩序の変動のなかにいかに位置付けていくのかという方面に向けられていくように思われる。しかしながら、当時の明を中心とする東アジア国際秩序の様態そのものが、いまだに定説をみない課題なのであり、この点を意識しなければ、申忠一派遣の意義もみえてこない。本報告では、以下の三点に留意して議論を進めたい。

第一に、明が構築した海禁＝朝貢システムは1567年頃の福建月港の開港、1571年のアルタン封貢などによって、既に大きな転換を余儀なくされていた。従来型の冊封・朝貢による対外勢力との関係構築は、理念上はなお生きていたとはいえ、現実には一つの選択肢に過ぎなくなっていた。

第二に、明・朝鮮関係の特殊性がある。明・朝鮮関係は前述した冊封・朝貢の衰退の趨勢とは逆に、16世紀を通じてこの関係を強固にしていく。そして北方のモンゴル、女真に対しては、朝貢制限、辺境における互市の開放という同様の政策をとっていく。しかし、明の冊封国でもある朝鮮が明と同様の政策をとることは、明・朝鮮間の対立要因ともなった。短期間であるが、明・朝鮮間でも朝貢によらない互市が実施されたことは、朝鮮さえも明がもつめる国際秩序のかく乱要因となっていたことを意味する。

第三に、ヌルハチが明と朝鮮双方に対する二重朝貢者であったという点である。ヌルハチは1616年に後金国を建国し、2年後には明に対する朝貢を打ち切るに至るが、その後も朝鮮からは朝貢の対価となる禄俸を受け取っていた。ヌルハチのこうした対応は明の覇権の衰退という文脈から理解できるが、しかし申忠一派遣から20年を経てもなお、朝鮮に対して朝貢者という立場に甘んじなければならなかったマンジュ国の苦境は、正確に理解される必要がある。

以上のような状況を考慮した時、申忠一のマンジュ国派遣の持つ意義がみえてくる。まず、朝鮮とマンジュが、朝貢相手国である明に隠れて、秘密裏に接触していたということである。これは明・朝鮮、明・マンジュ間の冊封・朝貢関係が、冊封国の外交政策を制御できていなかったことを意味する。次に、申忠一が朝鮮に帰還した直後、ヌルハチのもとに派遣された明の外交使節余希元が、朝貢の対価となる撫賞を約束して帰還したが、監察官の楊鎬によって、ヌルハチとの更なる接触は禁じられた。これは冊封・朝貢を通じた明の対女真統制の制限を意味する。

1592年、豊臣秀吉は明を中心とする東アジア国際秩序に挑戦したといわれる。しかし、その秩序は、朝鮮においても、女真においても、既に大きく揺らいでいた。

# 「エドワード7世」か「エドワード1世」か？

## 一世紀転換期イギリスの王位継承とスコットランドー

黒崎 周一

(明治大学文学部助教・西洋史)

平成から令和への改元に伴い、象徴としての天皇像の継承と新たな時代に向けた変化に関心が集まったが、こうした議論は、その全てが現代日本に特有のものというわけではない。国民統合における「君主」の役割に関しては、国民国家の台頭以来、様々な国々で模索され続けてきた。その1つが、日本でも比較対象として言及されることの多いイギリスである。

イギリスでは特に18世紀後半以降、紆余曲折を経つつ、国王をはじめとした王室が国民統合に一定の貢献をしてきたと考えられている。そのために、王室の婚礼や戴冠式、葬礼などの儀式が国民を巻き込む形で挙行されたが、この時に「伝統の創造」が盛んに行われていたことを、研究者たちは明らかにしてきた。王室は、様々な儀式をあたかも古来より連綿と継承してきたかのように執り行うことで、国家の歴史を体現する存在として、国民からの求心力を得ようとしていたが、実のところそうした儀礼の起源は、近代に求めることができるというのである。つまり一見すると不変に見える儀式は、歴史の継承を誇示するために、時代状況に応じて絶えずその中身を変化させていた。いわば、継承のための変革が繰り返されていたのである。

そこで本報告では、国民統合の象徴としての役割をイギリス国王がどう継承しようとしたのか、あるいは継承するためにいかなる変化を迫られたのかといった問題について、1901年にヴィクトリア女王の後を継いだエドワード7世を事例として考察する。さらにその際に着目するのが、王室とスコットランドとの関係性である。

約64年に及ぶヴィクトリアの治世が終わりを告げ、エドワードが即位した当時、イギリスは転換点を迎えていた。泥沼化する南アフリカ戦争が帝国の威信を大きく傷つける一方で、国内では女性参政権運動の活発化や、社会主義勢力の労働代表委員会への結集が見られるなど、次々に変化の波が押し寄せていたのである。それは、イギリスの国制の根幹である「連合王国」という国家構造も例外ではなかった。

当時のイギリスは、アイルランドの自治・独立をめぐって大きく揺れ動いていたが、実はその傍らで、スコットランドの人々からも自治を求める声が少なからず上がっていた。イギリス帝国への多大な貢献を自負する彼らは、自分たちが連合王国において、不当なまでに低い地位に追いやられているという不満を抱いており、その是正を求めたのである。

さらに、不満の矛先は国王にも向けられた。エドワードが「エドワード7世」として即位することが公表されると、スコットランド自治の支持者たちは、これに遺憾の意を表明し、「エドワード1世」と名乗るべきだと主張した。エドワード1世から6世はイングランドの国王だったのであって、1707年のイングランドとスコットランドの合同以降、「エドワード王」が即位するのは、今回がはじめてのことだということである。

こうした批判の背景には、当時のスコットランドで広まりつつあった独自の歴史観がある。それは、イングランドとイギリスの歴史を区別しないイングランドの歴史観とは異なり、1707年をイギリス史の始点とみなしていた。加えて、エドワード1世がスコットランドを侵略していたことも、「エドワード7世」への批判に拍車をかけた。スコットランド自治の支持者にとって、「7世」を認めることは、1世の侵略を自国の歴史として受容することを意味していたのである。

ここに、イギリス国王が継承すべき歴史をめぐる地域間の齟齬を見出すことができる。国王は連合王国の統合の象徴として、時に対立する歴史を併せて継承することを求められたのであった。本報告では、1903年にエドワード7世がスコットランドを訪問した時に行われた謁見式などを取り上げ、そうした状況において、王室儀礼がどのように執り行われていたのかを分析する。





